

報告第十二号

議決を得た契約の契約変更について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第二項の規定により、議決を得た契約の契約変更について、別紙調書のとおり報告する。

令和三年六月七日

江戸川区長 齊藤 猛

議決を得た契約の契約変更調書

工 事 件 名		契約の相手方	契約年月日 () 内工期	変更前契約金額	契約変更 年 月 日	変更後契約金額(変更増減額)	説 明
建 築	江戸川区立瑞江第三中学校 改築工事	東急・スイコウ建設共同企業 体 代表者 東急建設株式会社東日本 建築支店 常務執行役員支店長 園田 有	元.7.2 (624 日間)	円 3,368,365,000	今回 3.3.22	円 3,373,788,000(5,423,000) (0.2%)	既存校舎以前の建物基礎及 び杭等の地中障害物が埋設さ れていたため、撤去処分を行 ったことによる増
	江戸川区立瑞江第三中学校 改築に伴う電気設備工事	カイデン・隆建建設共同企業 体 代表者 株式会社カイデン 代表取締役 川村 廣	元.7.2 (624 日間)	円 384,934,000	今回 3.3.22	円 394,251,000(9,317,000) (2.4%)	G I G A スクール構想に対 応するため、情報通信設備の 仕様を変更したこと等による 増
土 木 工 事	松本橋架替工事(その7)	株式会社細田組 代表取締役 細田 正隆	2.7.7 (260 日間)	円 563,200,000	今回 3.2.17	円 563,000,900(199,100) (0.0%)	現場発生品の売却手法を変 更したことによる減及び工事 における周辺家屋への影響を 最小限に抑えるため、鋼矢板 を引き抜く際の施工方法を一 部変更したことによる増